

平成28年 教育委員会第21回定例会 会議録

日 時 平成28年12月13日（火）

午後 3 時09分～午後 4 時14分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

- （１）『議案第43号』幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- （２）『議案第44号』幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則
- （３）『議案第45号』千代田立九段中等教育学校特別教育職員任用手続きに関する規則の一部を改正する規則

第 2 報告

【子ども総務課】

- （１）平成28年度第 4 回区議会定例会の報告
- （３）旧永田町小学校の暫定活用による子どもの遊び場の実施

【子ども支援課】

- （１）平成29年度幼稚園・こども園（短時間）の園児募集の結果報告

【子育て推進課】

- （１）区有財産を活用した保育所整備

【子ども施設課】

- （１）お茶の水小学校・幼稚園の改築

第 3 その他

【子ども総務課】

- （１）教育委員会行事予定表
- （２）広報千代田（12月20日号）掲載事項

出席委員（４名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	金丸 精孝
教育長	島崎 友四郎

出席職員（９名）

子ども部長	保科 彰吾
教育担当部長	小川 賢太郎

子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども支援課長	加藤 伸昭
子育て推進課長	土谷 吉夫
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	柳 晃一
指導課長	杉浦 伸一

欠席委員（0名）

欠席職員（1名）

児童・家庭支援センター所長	新井 玉江
---------------	-------

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	飯島 容子

中川委員長	開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。
	ただいまから平成28年教育委員会第21回定例会を開会します。
	本日、新井児童・家庭支援センター所長は、他の公務のため欠席です。
	今回の署名委員は、金丸委員にお願いいたします。
金丸委員	わかりました。
中川委員長	本日の議事日程はお配りしてあるとおりですが、本日のいじめに関する報道を受け、その件につき、急遽協議を行います。個人情報を含む内容につき非公開としたいと思います。
	また、第2、報告、子ども総務課、平成29年度予算要求状況の公表は、意思形成過程であるため、あわせて非公開とさせていただきます。
	いずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき非公開としたいので、その可否を求めます。
	賛成の方は挙手願います。
	（賛成者挙手）
中川委員長	それでは、非公開といたします。
	この件につきましては非公開となりましたので、議事日程の最後に、関係者以外退席して行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 議案

指導課

（1）『議案第43号』幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正

する規則

- (2) 『議案第44号』 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 『議案第45号』 千代田立九段中等教育学校特別教育職員任用手続きに関する規則の一部を改正する規則

中川委員長	日程第1、議案に入ります。
	議案第43号、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、指導課長より説明をお願いいたします。
指導課長	それでは、議案第43号、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について、ご説明申し上げます。
	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、規則を一部改正するものでございます。
	給与条例につきましては、前回の教育委員会会議において原案どおりご決定いただき、第4回区議会定例会に条例改正の提案をしたところでございます。
	本日の区議会継続会で、条例改正議案が可決されたことを受けまして、特別区人事委員会に規則改正の承認申請をしたところ、即日で特別区人事委員会の承認があったので、教育委員会議案として提出するものでございます。
	改正概要は、勤勉手当規則第4条、支給割合により、改正後の条例の規定どおり、勤勉手当の支給割合を改正するものでございます。
	支給月数は表のとおりで、それぞれ、一般、管理職職員につきましては0.10月引き上げ、再任用職員につきまして0.05月引き上げとなっています。
	施行は、改正規則の公布日で、平成28年12月1日から適用でございます。
	報告は以上でございます。
中川委員長	はい。説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
	それでは、よろしいですか。
	(なし)
中川委員長	特にないようですので、採決いたします。
	議案第43号について採決します。
	賛成の方は挙手願います。
	(賛成者挙手)
中川委員長	全員賛成につき、議案第43号を決定することといたします。
	次に、議案第44号、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則について、指導課長より説明をお願いいたします。
指導課長	それでは、続きまして、議案第44号、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部改正について、ご説明申し上げます。
	本件も、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、規則を一部改正するものでございます。

	改正の趣旨は、給与表の改定に伴って、号給間の昇給メリットが生じますので、その差を解消するため、昇給時対応号給表の一部改正を行うものでございます。 施行日は公布の日とし、平成28年4月1日から適用となります。 説明は以上でございます。
中川委員長	はい。説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 よろしいですか。
	(な し)
中川委員長	特にないようですので、採決します。 議案第44号について採決します。 賛成の方は挙手願います。
	(賛成者挙手)
中川委員長	全員賛成につき、議案第44号を決定することとします。 次に、議案第45号、千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続きに関する規則の一部を改正する規則について、指導課長より説明をお願いいたします。
指導課長	議案第45号、千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続きに関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。 この規則の改正につきましては、前回の教育委員会でご協議いただきましたとおり、九段中等教育学校に在籍する特別教育職員の特区特別免許状の更新手続について、所要の規制を整備するものでございます。 ご決議のほど、よろしくお願いいたします。 ご説明は以上です。
中川委員長	はい。説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
	(な し)
中川委員長	特にないようですので、議案第45号について採決します。 賛成の方は挙手願います。
	(賛成者挙手)
中川委員長	全員賛成につき、議案第45号を決定することといたします。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(1) 平成28年度第4回区議会定例会の報告

(3) 旧永田町小学校の暫定活用による子どもの遊び場の実施

子ども支援課

(1) 平成29年度幼稚園・こども園（短時間）の園児募集の結果報告

子育て推進課

(1) 区有財産を活用した保育所整備

子ども施設課

(1) お茶の水小学校・幼稚園の改築

中川委員長

次に、日程第2、報告に入ります。

平成28年第4回区議会定例会の報告について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課のほうから、平成28年第4回区議会定例会の代表質問、それから一般質問についての子育て、教育に関する部分、こちらにつきまして簡単にご説明させていただきます。

資料のほうをごらんください。

初めに、自民党の永田議員からの質問でございます。こちらにつきましては、学校施設の利用についてという質問でございますが、質問要旨の(1)、(2)にございますように、コミュニティスクールとそれ以外の小・中学校の一般利用の運用の違い、それから、学校の優先団体の利用についてのご質問でございました。

まず、学校施設の利用についてという質問でございますが、こちらにつきましては、現在コミュニティスクールがある学校については、どこの学校からでも利用の予約が可能であるのに対し、コミュニティスクールのない学校においては、各学校にそれぞれ直接に申し込むという形で取り扱いが異なっていると、これについて統一的な運用ができないかということでございますので、これについては可能な限り窓口を一本化できるよう調整を図るということでお答えしたところでございます。

それから、次の学校利用の優先団体につきましては、こちらは次のページにございますように、学校施設の利用につきましては、近隣との関係や、これまでの経緯経過、そういったものがございまして、優先団体等がございしますが、地域の声などを十分に踏まえつつ、不公平と感じられないような運用をしていきたいということでお答えしたところでございます。

次に、たかざわ議員のほうから、幼稚園の適正規模ということでご質問がございました。こちらについては、質問内容としては、幼稚園・こども園の適正規模は国基準と考えているのか。それから、幼稚園・こども園において、待機児童を出さないための対策、それから、現在満杯状態の園に対する増設あるいは新設は可能かという質問でございます。

まず、初めの幼稚園・こども園の適正規模ということでございますが、こちらについては、既に委員の皆様はご存じかと思いますが、真ん中あたりにございますように、幼稚園は保育所とは異なりまして、国の定めた幼稚園の設置基準によって、1学級の園児は35人以下、かつ1学級につき1保育室が必要ということで定められているところでございます。したがって、幼稚園の定員をふやすということになりますと、現在35人未満の幼稚園の定員を見直すか、学級数そのものをふやすしかございませんが、本区の幼稚園の場合は、小学校の併設園として整備されているところから、保育室をこれ以

上ふやすというのが非常に難しい状況になっております。また、幼稚園を新設するということになりますと、こちらは保育所と違いまして、園庭が必須ということになりますので、地価が高く、用地条件が厳しい本区では、幼稚園の新設は認可保育園の新設よりもかなり難しいという、そういった状況がございます。

こうした中で、今年度から昌平幼稚園と千代田幼稚園につきましては、3歳児の定員を10名から15名、それから、ふじみこども園の3歳児の短時間保育は20名から25名として、定員増を図っているというような対応をしております。また、本年4月には、富士見地区に保育所型の認定こども園を開園し、そちらによっても対応ができるようにしているところでございます。

今後も、保育需要だけではなく、幼稚園需要も勘案した取り組みをしていきたいということでお答えしたところでございます。

次に、共産党の木村議員のほうから、行財政改革についてという表題でございますが、教育関係といたしましては、奨学金、それから就学援助、こちらについての質問がございました。

まず、給付型の奨学金についてということでございますが、こちらについては、現在国のほうでもさまざま検討されているところでございますので、区としてもそういった動向を踏まえながら検討していきたいというふうにお答えいたしました。

それから、入学準備金の支給時期についてですが、こちらは、就学援助のうち、入学準備金については、現在のところは住民税額の確定が手続上必要という関係から、6月以降の事務手続となつてございますが、入学準備金という趣旨からすれば、それは入学前に支給すべきじゃないかという、そういったご指摘でございます。確かにそういった対応をしている区もございますし、また検討している区もあるということでございます。

千代田区といたしましても、これについてさまざまな課題を検討しつつ、できるだけ支給時期は早いほうが望ましいと考えておりますので、具体的な方策について検討を進めていきたいということでお答えしたところでございます。

次に、小枝議員のほうからは、復興小学校の史料についてということでご質問がございました。こちらは、復興小学校関係の史料が、学校所蔵、それから現在の日比谷文化館のほう、あるいは教育研究所、そういったところで保存されているわけですが、そういったものの保存についてというご質問ですが、教育委員会といたしましても、そういった史料の重要性は認識しておりますので、教育史料、学校に保存されております史料につきましても、積極的に連携・協力しながら、収集、記録等ができるよう努めていきたいということで答弁したところでございます。

次に、米田議員のほうからは、オリンピック・パラリンピック教育についてご質問がございました。特に、パラリンピックにつきましては、障害者の視点からの教育ということもございますので、こちらについては、パラリン

ピアノを中心とした学校への招聘、そういったことを、現時点ではまだ具体的な内容は未定ですが、来年度以降もパラリンピアンを招聘するなど、そういったことをしたいということで、調整を進めていくという形で答弁させていただきました。

次に、山田議員からは、スマートフォンについて、それから旧和泉橋出張所を活用した保育所誘致についてのご質問がございました。

まず、旧和泉橋出張所を活用した保育所誘致についてでございますが、こちらについては、現在和泉橋出張所地区で幼年人口が非常にふえておりまして、こちらの保育ニーズが高まっておりますので、そういった保育所の配置状況の地域バランスなど、それから、地域のまちづくりの観点を考慮して検討した結果、旧和泉橋出張所は保育所施設として活用させていただくということで、現在進めさせていただいているところでございます。

次に、スマートフォンの長時間使用についてでございますが、こちら、5ページの一番下に、現状等について記載がございます。現状等については、本区では、小学校6年生で約70%、それから中学校3年生で95%の携帯電話、スマートフォンの保有率ということでございます。また、1日当たりの使用時間は、小学校が、1時間以上3時間未満と3時間以上がともに10%、中学生の場合は、1時間以上3時間未満が35%、3時間以上使っているという生徒も15%おります。こちら、長時間の使用につきましては、さまざまな弊害等が指摘されていることでございます。本区では、全ての学校におきまして、情報教育全体計画を策定いたしまして、子どもの発達段階に応じて、スマートフォンの使い方などを含めた情報モラルを育成する指導を行っているということでお答えいたしました。

また、昨年度より家庭におけるスマートフォンのSNS使用に関するルールづくりを促進いたします「SNS我が家のルールづくり運動」にも取り組んでございますので、こういった運動、あるいは「親子で学ぶ情報モラル教室」、こういった授業を通じまして、今後とも適正なスマートフォン等の利用につきまして指導していきたいというふうに考えてございます。

次に、林議員からは、園庭のある保育園の整備に向けてということで、さまざまご質問がございました。

初めに、区長のほうから、本区の園庭保有率に対する認識ということでお答えさせていただきました。千代田区の場合は、地価が高く、用地条件が厳しい状況にございますので、園庭のある保育所の整備は難しいのが実情でございますが、可能な限り園庭を設置したいと考えておりますし、麴町保育園の新園舎、それから本年10月に開設したクレアナーサリー市ヶ谷園、こちらにつきましても園庭の整備を行っておりますし、また、来年度開設予定の旧神田保育園仮園舎についてもピロティと屋上に園庭を整備するなど、園庭の整備には努めているところでございます。

それから、園庭のある保育所とビルに設置されている保育所の保育課程の相違ということでございますが、こちらについては、現在の保育課程におい

ては、園庭の有無による有意的な相違は認められないということでお答えさせていただきました。

また、次の歳児ごとの代替園庭等の外遊びにつきましては、こちらは各保育所ともに、天気のよい日は戸外に出るという目標を持って外遊びを積極的に取り入れているところということでご回答させていただいたところでございます。

それから、子どもの外遊びと成長の関係についてでございますが、こちらは、日本保育協会保育科学研究所というところの学術集会におきまして、研究成果が発表されておりまして、その中で、子どもの基礎運動機能には園庭の有無は大きな影響を及ぼさないという報告がなされているところでございます。同時に、園外の地域資源を積極的に活用する取り組みが重要という指摘もされてございますので、本区ではそういったことも踏まえまして、園児の外遊び、こちらについて積極的に取り組んでいるところでございます。

それから、次の区内の公園面積で、代替園庭の園児の人口密度がどれくらいまでが許容範囲かというご質問でございますが、これにつきましては、現在、代替園庭として、複数の園が同じ公園を指定していることが多い関係から、同じ公園をたくさんの保育園が利用すると、多くの子どもがあふれてしまうのではないかという、そういった認識に基づくご質問です。これについては、保育所に在籍している子どもたち全員が、指定の代替園庭に毎日同じ時間に行くとは限りませんので、そういった人口密度の許容範囲というのを算出することはできないということでお答えさせていただいたところでございます。

次に、喫煙所と遊具等の距離的空間についてのご質問でございますが、これは、具体的に喫煙所と遊具はこれ以上離さなければならないという、そういった定めはございませんが、現在のところは、時間帯禁煙という形で、子どもが遊んでいる時間は禁煙をお願いしているところでございますが、今後は喫煙所の配置の見直しなどを含めて、関係所管と協議しながら、将来的には子どもが遊ぶ公園については、原則禁煙としたいということでご回答させていただいたところでございます。

次に、牛尾議員から多子世帯への支援ということで質問がございました。区といたしましては、子育てに係る負担は、金銭等の経済負担だけではなく、さまざまな不安、悩み等、さまざまな子育ての負担を抱えながら、皆様が子育てをしているということは認識しておりまして、そういった子育て世帯に対しまして、区では現金給付という形だけではなく、例えば医療費の無償化ですとかインフルエンザの予防接種の全額助成など、そういった全般的な支援をしていくということでやってきたところということでご説明させていただいたところでございます。

また、保育料の無料化の対象を広げるための所得基準をなくすことについてということでございますが、こちらにつきましても、次世代育成に関する施策についての収入と支出のバランスを勘案しながら、総体として子育て世

帯の経済的負担の軽減に努めていくことが重要ということでご答弁させていただきました。

次に、岩佐議員から、不登校児童・生徒への支援ということで質問がございました。

まず、中1ギャップへの対応ということでございますが、こちらも委員の皆様は既にご存じのとおり、新中学1年生を対象にオリエンテーション合宿等を実施いたしまして、クラスづくりを進めております。また、全ての中学1年生を対象に、スクールカウンセラーによる全員面接なども行っており、さらには学校生活アンケートを実施して、その分析結果を反映させることにより、いじめや不登校の未然防止、早期発見に取り組んでいるということでお答えさせていただきました。

不登校を未然に防止する観点からの小中連携活動についてということにつきましては、こちらは中学校教員の小学校への出張出前授業、それから中学校の授業や部活動などの実体験、こういったことを実施しているということでお答えさせていただきました。

また、未履修授業の支援についてということでございますが、こちらも適応指導教室への通室だけではなく、学校におきましても定期の面談や担任の家庭訪問等、さまざまな、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行っているということでお答えさせていただきました。

それから、関係機関が連携した支援体制についてということでございますが、こちらについても、今後も引き続き適切な支援体制づくりを進めていくということでお答えしたところでございます。

また、ICTを活用した授業支援ということでございますが、こちらは現在、情報教育推進校であります神田一橋中学校で、学習支援のための動画を家庭で視聴できる仕組みを実験的に行っておりますので、今後は不登校児童・生徒に対する学習支援としても有効な手段と考えられますので、その点については前向きな検討をしたいということでお答えさせていただきました。

それから、不登校児童・生徒の居場所の確保についてでございますが、こちらについては、養護教諭が常駐しておりますことから、保健室を利用している事例等はございます。今後は、学校図書室の積極的な開放や児童館で実施している中高生タイムなどを活用していきたいということでお答えしたところでございます。

資料の説明につきましては以上でございます。

それから、先ほど議案第43号、それから議案第44号、幼稚園教諭の給与、手当関係につきましては規則改正がございましたが、こちらの前提となりました幼稚園教育職員の給与に関する条例、こちらについての改正案についても、本日可決されたところでございます。

ご説明につきましては以上です。

中川委員長

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

す。

金丸委員。

金丸委員

私はまだよくわかっていないので、質問させていただきますが、コミュニティスクールというグループというか、学校外の団体があってやっているところと、そうではない学校があるというところまではわかったんですけども、コミュニティスクールのあるところについては、区役所のほうに窓口を設けて、そこで受け付けをしているということではないんですか。

子ども施設課長

4つの小学校があるんですけども、役所の窓口でも申し込めますし、それから4つの小学校全部で統一の基準を持っていますので、4つの小学校がどこからでもその申し込めるといふ、そういう仕組みになっています。

そのほかの小学校に関しては、その小学校に直接申し込むという具体的な形になっちゃっていますので、その辺のところが統一できないかというのがご趣旨でございまして、その流れがちょっと散らかっちゃっているんで、その申し込みの方法であるとか、コミュニティスクールの団体の基準なんかは一緒なんですけれども、申し込み方法等に関して若干問題があると、一緒になっていないという意味でございまして。

金丸委員

ということは、例えば昌平童夢館を使いたいということで、神田さくら館で申し込むと、そのシステム上、それに入力すると、どこかで計算されて、確保できるといったところがわかるということですか。

子ども施設課長

はい。そのとおりでございまして。

金丸委員

ということは、ほかの学校にもそういうシステムを導入すれば、一元的なことは可能だということなんですかね。

子ども施設課長

この永田議員のところなんですけども、コミュニティスクールということなんですけども、その学校ごとに、町会とかPTA、それから青少委員さんなんかで組織されましたコミュニティスクール運営委員会というのが、その学校ごとにあります。そういった組織体のある学校に関して、コミュニティスクールというふうに位置づけておりまして、それが今4つあると、昌平小、千代田小、それから麴町小、富士見小なんですけども。それ以外のところに関しては、そういった運営委員会というものが現在ないんですね。一応そういうものがないということがございますので、コミュニティスクールということで位置づけられていないものですから、基準はできるだけ一緒になっているんですけども、そのグループに入っていないということで、一緒に別の学校のことが、4つ以外の学校から申し込むことができない、4つだけで申し込めるといふ形になっちゃっているということでございます。

金丸委員

要するに、今の説明がわかっていないわけじゃないんですけども、単なる申し込みだけの問題であるとする、それが、例えば、さっきも言いましたように、神田さくら館で申し込んでも、例えば昌平童夢館は使えるということであれば、まさに申し込みがあればすぐに入力して、どこかでチェックするという、ただ、運用自身はそういう協議会がやるかもしれないけれども、申し込みでどうなるかということについては、コミュニティスクー

子ども施設課長

ルでなくても、申し込みをやれば、入力してすぐにどこかで計算されるというようにやれば、何かできそうな気がするんですけどね。そういうふうにしたいという方向性はわかるんですけど、今できない理由がよくわからないなと。

金 丸 委 員

できない理由ということ、そういうことではないんですけども。可能な限り窓口の一本化を図っていきたいということで、事務的な問題であったりということもございますもんですから、その辺は、生涯学習分野と協力をとっていくということが必要になってまいりますので、可能な限り一本化できるように、事務的な問題を調整してまいりたいということでございます。

教育担当部長

繰り返してもしょうがないんですけど、要するに、私の聞きたいということは、簡単に言うと、協議会があるから、協議会のルールに基づいてやるところとそうじゃないところがあるということはここでわかるんですけども、そうじゃなくて、申し込みそのものについては、あろうとなかろうと、どこで申し込めるか、もしくは特定の区役所で申し込むというふうに特定することはできるんだろうなと思うんですね。その後、それが認められるかどうかのチェックは少し変わってくるかもしれないけれども、申し込み自身は何かできそうな気がしてならないというのが、私の偽らざる気持ちです。

今、委員がご指摘のことはごもっともでございまして、これまでの成り立ちが、コミュニティスクールの枠組みと、もともと学校施設の貸し出しということでやっていたという成り立ちが違うから、今システムがたまたま別になっているということは結果の話であります。

その上で、幾つか方法はあると思うんですね。そもそもそのコミュニティスクールで取り入れているシステムを合同にしてしまうというやり方もあれば、あるいはシステムを合同にしなくても、電話のやりとりで、例えばその入力の手続を、できるところに連絡してやるとか、いろいろ運用面でカバーできるような方法もあろうかと思います。

ですから、そういうことを含めて、何らかの方法でほかのところでも申し込むこと自体は可能だというふうに考えておりまして、その具体的な方法については今後模索していきたいという、そういう趣旨でございます。

金 丸 委 員

わかりました。

中川委員長

ちょっと心配なのは、コミュニティスクールになっていないところで、なっていない学校を区民が借りようと思うときに、学校の先生方に申し込みが行っちゃうわけですね、こうした業務は、副校長が対応していることが多いんじゃないかと思うんですけども、そういうところも副校長の仕事をふやすことにもなってしまうし。

コミュニティスクール自体が、今、教育委員会ではなくて、生涯学習・スポーツ課でやっていると思うので、その辺の調整というか統合をしていただいたほうがいいなというふうに思います。

教育担当部長

ごもっともなご指摘でございまして、なるべく窓口は一元化したほうがいいですし、それとは別に、学校の事務的ないろいろな負担が今多いという課

	題もございますので、それらを解消するような方策を総合的に考えていきたいと思っております。
中川委員長	よろしくお願いいたします。 よろしいですか。
金丸委員	はい。
中川委員長	お願いします。
子ども総務課長	申しわけございません。先ほど1点説明が漏れていたところがございますので、追加で説明させていただきます。 本日資料は間に合いませんでしたが、今定例会におきまして、軽井沢少年自然の家の活用につきまして、議会から要望が出まして、そちらのほうで議決されております。こちらの内容の詳細につきましては、また改めてご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
中川委員長	はい、わかりました。 それはいつぐらいに報告していただけるのでしょうか。
子ども総務課長	内容につきましては、次回ご報告させていただきます。
中川委員長	次回ですね、わかりました。 よろしいですか。
金丸委員	1点、私の聞き方が悪かったかもしれないんですが、米田委員のオリンピック・パラリンピックを生かした教育の中で、パラリンピックの出場選手の方の学校訪問というのは、実際には例えば和泉でも九段でもやっていますよね。それとここに書いてあることが、何かちょっと、整合性がないように思ったんですけども。要するにこれは、来年度の話をしているからこういうふうな書き方になっているのでしょうか。本当であれば、もう既に今年度からも始めていますということだったんじゃないかという気がしてならないのですが。
中川委員長	そうですね。 お願いします。
教育担当部長	答弁した趣旨としましても、これまでもご指摘のように、パラリンピアンを招聘して、さまざまな活動を競技活動に生かしてきたということもございますし、今後も非常に貴重な学習の機会となるものですから、引き続きパラリンピアンを招聘する方向で取り組んでいきたいと、そういうことでございます。
中川委員長	よろしいですか。
	(な し)
中川委員長	では、次に行きたいと思います。 次に、旧永田町小学校の暫定活用による子どもの遊び場の実施について、子ども総務課長より報告をお願いいたします。
子ども総務課長	それでは、子ども総務課からの報告事項2点目、旧永田町小学校の暫定活用によります子どもの遊び場の実施についてでございます。 こちらにつきましては、既にこの委員会で、旧永田町小学校の校庭を活用

いたしまして、子どもの遊び場を実施したいということでお話しさせていただいたところでございます。現在、長期間使用されておりませんでした永田町小学校の校庭につきまして整備をしているところでございますが、こちらの整備のめどがつけましたので、今月の25日から遊び場として活用していきたいというふうに考えてございます。

当面は暫定活用という形で行いまして、その間、さまざま、利用者の集まり状況とか利用状況、そういったものを見ながら、いろいろやり方を考えていき、来年度から本格実施ということで進めていきたいというふうに考えてございます。

本日は、資料としてチラシをおつけさせていただきました。こちらのチラシは、各小学校を通じまして、子どもたちに配布させていただいたものでございます。

ご説明は以上です。

中川委員長

はい、ありがとうございました。

この件に関しましてご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

古川委員。

古川委員

旧永田町小学校の今度の遊び場なんですけど、これはほかの遊び場と同じように、自由に好きな遊びをしてもいい環境ですよ。それで、このチラシで、写真の上にキャッチが載っていて、私の主観なんですけど、運動が得意じゃなくても大丈夫とか、みんなで楽しくボール遊びをしようとなっていると、何かボール遊びに関したプログラムがあって、それをみんなで一斉にやるような感じがしたんですね。なので、まだ遊び場に行ったことのない方がこれを見たら、そういうふうに勘違いされる方がいるかもしれないなとちょっと思いました。

子ども総務課長

ご指摘の点につきましては、私どももそこまで考えていなかったんですが、こちらの遊び場につきましては、ほかでやっているように、もう自由に、基本的には子どもが自主的に自由に遊ぶというのが原則で、プレーリーダーはつきますけど、プレーリーダーはあくまでも補助という形になります。一般の公園とかでボール遊びが禁止されている状況がございますので、そういったものも含めまして、自由な遊びができるということ、あくまで子どもたち主体の、子どもたちが自由に遊ぶということです。その点をご理解いただきたいと思います。

金丸委員

これは時間が午後2時から午後4時とすごく短いですが、まさに限定のところだけの話で、これから先はもっと時間が広がる可能性が高いというふうに考えていいんですかね。というのは、2時から4時って、今の状況だと、4時だともう、これより遅れると暗くなってしまうので、しょうがないということがありますけども、2時から4時でやると、集まって遊ぼうとすると、多分遊べるのは1時間ぐらいになってしまっていて、そこまでして行くのかという問題があるなという感じがしたのが1点です。

2点目は、今、古川委員からのお話なんですけど、もう1回これをつくる

子ども総務課長

としたら、多分「旧永田町小学校で遊ぼう」としておいて、その下に、「ボールでも遊べるよ」ぐらいの感じのほうの方がわかりやすいかもしれないですね。

今、委員からご指摘いただきましたが、チラシの作り方につきましては、また、改めて考えたいと思いますので。

それから、ここのやり方なんですけど、先ほど申し上げましたように、年度内は試行という形でやりますので、いろいろやり方は工夫しながらやっていきたいと思います。

ここの場所につきましては、区の所有の場所でございますので、以前国からお借りした「ふじみこどもひろば」なんかとは違いまして、かなり自由に使えますので、いろいろ活用は考えていきたいというふうに思っております。

中川委員長

はい。よろしくお願いします。

では、次に行きたいと思います。

平成29年度幼稚園・こども園（短時間）の園児募集の結果報告について、子ども支援課長より報告をお願いいたします。

子ども支援課長

それでは、資料のほうをごらんいただいておりますとおり、平成29年度区立幼稚園・こども園の新入園児の申し込みの結果ということで、12月2日現在の数字のほうを報告差し上げます。

まず、3歳児の申込受付分のところですが、今回定員が一番下のほうになります。計の部分、トータルで195名でございます。その2つ右でございますが、申し込みの計、190名ということで、定員だけを見ますと、需要に対して供給できているという形になります。ただし、定員を超過した申し込みがあったのは、番町幼稚園と、一番下のふじみこども園でございます。番町幼稚園では39名の申し込みがございまして、4名が落選したということと、ふじみこども園につきましては、25名の定員のところ36名の申し込みでしたので、11名の落選ということで、合計15名が落選したということになります。

また、この申し込みの内定を出した方からは、辞退が番町といずれでそれぞれ2名という形で出ております。この辞退は、私立幼稚園が内定したという形の方が辞退の申し出がありました。その後、空き枠につきまして、この落選者の方々に再度2次の選考ということでご確認をさせていただいた結果、11名の方の内定が決定しました。その結果、内定者数のところの合計でございますが、184名という内定者が決まったということです。

それと、その後でございますが、名簿の登録ということで、空き枠が出てきましたらば、その後、空き枠が出ましたよという形でお勧めしていく方々が合計で10名、番町と千代田幼稚園で1名ずつ、ふじみで8名ということで、合計10名という結果に終わりました。

4歳児につきましては、お茶の水幼稚園で2名のお申し込みがありまして、空き枠が十分足りておりますので、そのまま内定が決定でございます。

	5歳児については申し込みがございませんでした。
	報告は以上でございます。
中川委員長	はい。ありがとうございます。
	この報告につきましてご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
	金丸委員。
金丸委員	これを見させていただくと、申し込みの合計が190名で、辞退が2名で、内定の合計が184名であるということになると、差が4名あって、この4名は一体どうなっちゃったんですか。
子ども支援課長	こちらの4名でございますが、2次選考のほうの確認をしたところ、残念ながら回答をいただけなかった方がいらっしゃるという状況でございます。ですので、この4名の方につきましては、実際には回答がなかったのが2名で、希望されないというご連絡をいただいた方が2名です。合計4名は、内訳はそういう状況でございます。
金丸委員	ということは、その4名は、行き場所がなくて家にいるという形では必ずしもないんですね。
子ども支援課長	ご推察のとおりだとは思いますが。例えばほかに私立の幼稚園が決まったり、また、ほかに保育園などに決まったり、この内定が決まった方にも、これから保育園の申し込み、1月20日まで申し込みがございましたが、多分併願でお申し込みされている方もいらっしゃるかと思いますので、ちょっと、この内定者数自体もこれからも動くかと存じます。
金丸委員	ありがとうございます。
中川委員長	ありがとうございます。
	よろしいですね。
古川委員	すみません。ちょっと、確認で。お茶の水幼稚園の4歳児と5歳児なんですけど、入園可能な人数がすごく多いんですが、定員は35名でしたっけ。
子ども支援課長	定員につきましては、お茶の水幼稚園につきましては、4歳児・5歳児ともに35名でございます。
古川委員	わかりました。ありがとうございます。
中川委員長	では、次に行きたいと思います。
	次に、区有財産を活用した保育所整備について、子育て推進課長より報告をお願いいたします。
子育て推進課長	今、画面上にございます区有財産を活用した保育所整備についてご報告申し上げます。
	千代田区、現在0から5歳のお子様の数がとてもふえてございます。次世代育成支援計画におきましても、来年度以降、平成29年度から31年度までの3年間に、保育所の定数約500名をふやすことを目標に今取り組んでございます。
	ただし、今、保育士の確保策等、保育所を設置して運営する事業者を確保することが結構困難な状況がございまして、この平成28年4月に賃貸物件の

提案型も募集したところ、なかなか応募がない状況がございました。そのため、この間、子ども部を含めました庁内の検討をしておりました。その中で、区有財産を活用して、保育所について整備を促進するということでまとまりましたので、本日ご報告申し上げます。

区議会につきましても、本日閉会しましたが、先週金曜日に区議会にも報告したところでございます。

1番、活用する区有財産として、低・未利用区有地、神田川の南側にございます旧和泉橋出張所、住所は神田岩本町15番地、約200平米でございます。現在は、昭和43年築の5階建ての建物がございますが、ここを区で解体しまして、定員60名程度の認可保育所を整備する予定でございます。

2つ目としまして、この旧和泉橋出張所から昭和通りを南側に徒歩で5分から10分程度あるきました中央区との区境に、地藏橋西児童遊園というところがございます。こちらは、昭和どおりを挟みまして、千代田区側に東と西、児童遊園がございまして、区境を挟んで中央区側にも西と東、4カ所の児童遊園があるところでございます。児童遊園について、この場所、地藏橋西児童遊園345平米の敷地面積があるところから、保育所の整備として適地と考えまして、今回保育所の整備を進めてまいります。

2番、設置の手法でございます。公募のプロポーザル方式によりまして、保育所の設置運営事業者を選定してまいります。同時に、これまでもやっておりますが、賃貸物件提案型の公募についても、引き続き区有財産を活用以外でも行ってまいります。

今後のスケジュール、地域の方への説明もあわせまして、年明けの2月にパブリックコメントを実施した上で、4月の保育所設置運営事業者の公募を行っていききたいという予定で進めております。

今ごらんいただいておりますところ、裏面の資料でございます。左側が旧和泉橋出張所、上物が現在ございます関係で、開設の予定については、平成31年4月、右側のポンチ絵、地藏橋西児童遊園、児童遊園でございますので、ほとんど遊具等がない児童遊園なんですけれども、上物がない状況であることから、若干早目の平成30年7月の開設予定で今準備を進めているところでございます。

資料の説明は以上でございます。

中川委員長

はい。ありがとうございました。

このご報告に対してご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

この保育所の問題については、場所の問題というのは非常に大きいと思うんですけど、ここにも書いてありますように、保育士の確保もすごく大きな問題じゃないですか。お聞きしたいのは、結局今ある旧庁舎を壊して、建てかえをする、もしくはないからそこに建築をするということをしておいて、保育士が確保できないから、結局それは使えないなんてことになるで大変なことになるだろうと思うんですね。そういう意味では、この場所さえ確保で

子育て推進課長

できれば、保育士の問題があるとしても、実際に業者が手を挙げる可能性が極めて高いというご判断だというふうに理解してよろしいのでしょうか。

今、金丸委員に質問していただいたとおり、4月に公募した際は、民間の方が場所ごと見つけてくるという仕組みで提案したところ、応募がございませんでしたので、今回は、まず場所について区のほうで提供していくので、4月に行ったよりも事業者の方の応募が多いという想定で進めています。ただし、千代田区としても保育士確保策については、さまざまな手法をあわせて検討はして、公募に間に合えば、そのような仕組みもあわせて活用していきたいということで準備を進めております。

中川委員長

はい、ありがとうございました。

では、この件は準備を進めていただくということにして、次に移りたいと思います。

次に、お茶の水小学校・幼稚園の改築について、子ども施設課長より報告をお願いいたします。

子ども施設課長

お茶の水小学校・幼稚園の改築に関しましては、第3回区議会定例会で区長の招集挨拶にもございますとおり、学校の改築に関しましては、既存校舎のある現地での建てかえが原則でございます。お茶の水小学校・幼稚園の改築に関しましても、この原則を基本に進めてまいります。

本定例会特別委員会におきましても、教育長からこの基本の原則の説明がございまして、特別委員会がございました。特別委員会のほうでは、この後の協議の進め方、改築整備に当たっての協議のやり方に関してご説明を申し上げました。

こちらにありますとおり、協議会の案をお示ししたところです。本件に関しましては、他の小学校と同様に、地域での施設整備建設協議会を立ち上げたいというふうに考えています。協議会に関しましては、学校関係者、同窓会、地元町会、民生児童委員、青少年委員、商店街等の地域関係者の皆様方がメンバーとなりまして協力してもらい、協議会のほうをやってまいります。

こちらの小学校の場合ですと、全町会ということ考えた場合ということなのですが、こちらの名簿の案に載ってございますとおり、42名という形になります。こちらは、小学校の通学の区域が、町会で言いますと、22町会というものが入っているということがございます。同窓会関係者に関しましても、3同窓会が入っているということがございます。

こういったことがございますので、機動性ということを考えて、丸印で準備会という欄がございますが、準備会というものをまず立ち上げたいということをお願いしました。準備会に関しましては、学校関係者、それから同窓会、町会に関しましては、その小学校のある隣接した町会と、小学校のある町会ということで、全部で丸印を数えますと、22名ということになってございます。このぐらいの形の準備会をまず立ち上げて、その後、全体の協議会でやっていきたいですということを申し上げました。

次に、スケジュールでございますが、こちらに関しましては、今年度中の整備計画の策定ということが大目標という形になってございます。そういたしますと、もうきょうは12月の13日でございますが、準備会を12月中に立ち上げて、協議会を1月と3月、2回程度やることにより、計画の策定ができればというふうに考えております。実態上のことを申し上げますと、準備会に関しましては、来月に入ってからということで、準備会というものの位置づけがなかなか微妙なものでございますので、議会等の議論もございましたが、準備会というものをまずやる必要があるのみたいなご質問もございましたし、準備会の根拠と言いますか、設置の根拠であったり、役割分担であったりというようなことが明確じゃないというようなご指摘もございました。

こういったことを考えまして、実際に計画に関して準備会で協議するわけではなくて、やり方であるとか、そういったことを決めるような感じにしようかなということで申し上げました。

準備会に関しては、全体会をまずやるということも必要かなというふうに考えてございまして、3月までの整備計画の策定ということを目標に、現在準備を進めておるところでございます。

ご説明は以上です。

中川委員長

はい、ありがとうございました。

この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたら。

金丸委員

直接これではないのかもしれませんが、前に、今から3カ月ぐらい前に、たしか東京都や何かの情報で、公園にも学校、保育園施設をつくることは可能だというふうなニュースが流れていますよね。そうすると、お茶の水小学校の隣の公園をそういうふうな形で使われる可能性については、もうある程度把握されているんでしょうかというのが第1点です。

第2点は、準備会にしても全体会にしても、実はつくるとしたらどうかということについて、客観的にアドバイスをしてくれるような建築関係の、例えば大学の教授だとか、そういう人を入れなくても大丈夫なんだろうかと。

この2点です。

子ども施設課長

1点目のご質問でございますが、幼稚園舎が、今、錦華公園内に仮設の幼稚園舎としてあるということのご指摘かなというふうに考えます。その3カ月ほど前の公園のお話は、特区制度のことなのかなと思うんですけども、特区の申請をして、ほかの区の場合は保育園舎としてというような感じであったというふうな認識でございます。幼稚園舎、学校用地としてという話だと、別のことなのかなというふうに考えます。

錦華公園という都市公園法上の公園になっておる公園でございまして、その公園用地を取り込んで、学校用地としてということになりますと、そういった都市公園法上の縛りがございまして、その用地を転用される部分の面積相当を、別の敷地で公園を設ける必要があるというようなこともございますし、それから、また、地域合意ということも当然必要になってくるものでござ

ざいますので、簡単に現在あるものだからということで、一緒に取り込んだ形の計画をつくっていくということは簡単にではできないのかなというふうに考えています。

それから、2点目のことですが、こちらに関しましては、現在、コンサルが入ってしまして、教育環境研究所というところと委託契約を結んでございますが、こちらに東洋大学の教授の学校建築の先生が入っていますので、現在もその辺のところから情報をもらいながら、学校の建築のほうの内容の計画に関してはやっておるところでございます。

以上です。

中川委員長 今こちらにいただいた名簿は、協議会の案ということですが、準備会は、どういうふうに、具体的に。

子ども施設課長 準備会に関しましては、この表の右側のところに、丸印で今つけましたが、準備会というところがございます。丸印のところでございます。こちらのメンバーで考えておるということでございます。

中川委員長 やっぱりこの中に、実際に学校と接している人たちがもうちょっといたほうがいいと思うんですけども。

例えば青少年委員とか民生児童委員とか、その辺はどうして入っていないんでしょうか。何か町会長とか、PTAは入っていますけどね。PTAが入っているからいいという考えなんでしょうか。

子ども施設課長 35番、36番に民生・児童委員と青少年委員が入っております。

それから、1番から5番、準備会に入っていない理由ですか。これはご指摘があれば、それは可能というか。

中川委員長 どうですか、それは。

子ども施設課長 全く根拠があるわけではないというふうに先ほど申し上げまして、準備会というものが……

中川委員長 何かちょっと、準備会と協議会の関係というか。

子ども施設課長 そういったご指摘があるもので、ちょっと、この場であれなんですけども、準備会というものはなしという発想もあるのかなんてことはございます。準備会に関してその役割のことを考えてございませんで、会場の問題であるとか、そういったようなことだけで基本的に考えていましたので、割とその辺のところは聞いておりまして、準備会はまずなくてもいいのかなんていうようなことはちょっとは感じておるところです。

中川委員長 一番やりやすいようにやって、早くできるようにやっていただければ一番いいんですけど。

教 育 長 大勢の方のご意見を伺うという意味で言えば、全員入っていただいた大きな会議にこしたことはないんですけども、普通、学校をつくる場合の建設協議会は、これまでの例からすると、せいぜい多くて20名くらいのメンバーでやってきました。それが、倍以上の人数になってしまうと、1つの会議の中で意見をいただく機会も割と限られてきてしまうのかなと思っていて、その兼ね合いがなかなか難しいところだと思っています。

大事なことを相談したり、説明したり、ご意見を伺うのには、なるべく大きい規模の会議が必要だと思っているんですけども、最初から40人、50人の会を立ち上げてしまうと、機動性に欠けてしまうのかなというところもあって、会の運営のあり方も含めて、少し準備会でご意見を伺ってからというようなやり方もあるのかなということで、ご提案したものです。

議会のほうでもなるだけ大勢の方に入っていたほうがいいとか、あるいは女性の方に入っていたほうがいいとか、障害者の方に入っていたほうがいいんじゃないとか、いろんなご意見をいただいていますので、メンバーをもう一回精査し、やり方も含めて、どういうやり方がいいか検討していきたい。ただ、大事なところは全員に説明して、ご意見をいただくことが重要だという認識は持っております。

中川委員長

精査したほうがいいんじゃないかとは思いますが。やっぱり障害者が入っていると、それが必要かもしれないし。ちょっと、ここではもう一回考えていただいていいかなと思いました。

ということでよろしいでしょうか。よろしいですね。

(な し)

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(3) 広報千代田(12月20日号)掲載事項

中川委員長

では、次に、第3、その他に入ります。

よろしくお願いいたします。子ども総務課長。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課のほうからのその他事項といたしまして、例会どおり、教育委員会の行事予定、それから広報千代田(12月20日号)の掲載事項ということでございます。

こちらのほうは、本日、資料をおつけいたしておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

ご説明は以上でございます。

中川委員長

はい。この件に関してはよろしいですね。

(な し)

中川委員長

では、その他報告事項は、ほかの課長さん、ありますか。

学務課長

本日付で、幼稚園の臨時休業がございましたので、ご報告させていただきたいと思います。

臨時休業となりましたのは、麴町幼稚園でございまして、対象学年は5歳児、臨時休業の種別としましては、学年閉鎖ということです。

その原因は、先週の12月7日の水曜日に、嘔吐をされた園児の方がいらっしゃったようで、その日以降、順次嘔吐の症状により欠席をする園児の方がふえまして、本日11名の方が欠席をされたということで、学年閉鎖を行った

	ということでございます。
	期間といたしましては、本日12月13日から明日12月14日ということでございます。
	報告は以上でございます。
中川委員長	はい、ありがとうございました。
	原因はまだわかっていないんですか。
学務課長	原因はまだ不明ということで、正式な診断名がまだ上がってございませんが、恐らくノロウイルス等の疑いではないかというふうに伺っております。
	以上です。
中川委員長	ほかはよろしいですか。
	じゃあ、教育委員のほうはよろしいですね、
	(なし)
中川委員長	それでは、先ほど日程の最後にしました第2、報告、子ども総務課の議事に入りたいと思います。
	これからの案件は非公開となりましたので、傍聴者は退席願います。